令和５年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第１６条第１項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

１　調　査　の　種　類

（１）概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査。

（２）汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、または事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施。

（３）継続監視調査

汚染地域について、継続的に監視を行うための調査。

２　調　査　地　点

調査は概況調査 30 地点および継続監視調査 70 地点において実施する。

また、汚染井戸周辺地区調査は、各地区の汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査
調査地区数	３０	—*1	３２
調査地点数	３０		７０
調査回数	1回／年		2回／年*2
調査機関	福井県・福井市	福井県・福井市	福井県・福井市

＊1：汚染の状況に応じて必要な調査を実施

＊2：事業場敷地内のみの汚染で、かつ周辺地区の調査で不検出の場合、または自然由来による汚染の場合、一部年１回

３　調　査　方　法

（１）調査地点の選定

① 概況調査

日本産業規格 JIS X 0410:2002 に定める第２次地域区画内を４等分した区画（５km メッシュ）を基本単位とし、人口密度や工場・事業場等の立地状況等を勘案し、測定地点が偏在しないよう調査区域を選定する。なお、市街地では、特性に応じて更に４分割する。

なお、調査対象井戸は、汚染されていた場合に汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸で、未調査の井戸を優先的に選定する。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染が確認された井戸を中心に半径 500m 程度の範囲を調査する。調査範囲全体に汚染が確認された場合は、段階的に範囲を広げて調査し汚染範囲を確定する。

③ 継続監視調査

汚染源の影響を最も受けやすい地点、およびその下流側においておおむね５地点を選定する。

（２）調査期間

調査は令和５年４月から令和６年３月までとする。

４　採　取　方　法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定となった）後、採取する。

なお、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立てないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

５　測　定　項　目

測定項目は、調査の種類ごとに次に掲げる項目とする。

（１）概況調査

① 環境基準項目（27 項目）

ｶﾄﾞﾐｳﾑ、全ｼｱﾝ、鉛、六価ｸﾛﾑ、砒素、総水銀、ＰＣＢ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ

② 要監視項目（24 項目）

ｸﾛﾛﾎﾙﾑ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、ｐ-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｲｿｷｻﾁｵﾝ、ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ、ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ、ｲｿﾌﾟﾛﾁｵﾗﾝ、ｵｷｼﾝ銅、ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ、ﾌﾟﾛﾋﾟｻﾞﾐﾄﾞ、ＥＰＮ、ｼﾞｸﾛﾙﾎﾞｽ、ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ、ｲﾌﾟﾛﾍﾞﾝﾎｽ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ、ﾆｯｹﾙ、ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ、ｱﾝﾁﾓﾝ、ｴﾋﾟｸﾛﾛﾋﾄﾞﾘﾝ、全ﾏﾝｶﾞﾝ、ｳﾗﾝ、ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（以下、「ＰＦＯＳ」という。）及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（以下、「ＰＦＯＡ」という。）

（２）汚染井戸周辺地区調査

① 環境基準項目

概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。

なお、分解生成物とは、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝやﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝおよびｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等の物質をいう。

② 要監視項目

概況調査により汚染の確認された項目について調査する。

③ 解析項目

Mｱﾙｶﾘ度、塩化物ｲｵﾝ、硫酸ｲｵﾝ、ﾅﾄﾘｳﾑｲｵﾝ、ｶﾙｼｳﾑｲｵﾝおよびその他の項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。

（３）継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目、およびその分解生成物について調査する。

６　測　定　方　法

測定方法は「別表３」に定める方法とする。

７　調 査 担 当 機 関

本調査は福井県および福井市が担当する。

８　報　　告

調査結果の報告は、分析結果がまとまり次第、「別表４」の様式により福井県安全環境部環境政策課長（以下、環境政策課長という。）に報告する。

また、環境基準項目および要監視項目で「別表３」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

9　地域別・調査項目別検体数

調査名	地域別調査地点 市町名	調査地点数	調査 環境基準項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	要監視項目 クロロホルム	1・2―ジクロロプロパン	p―ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	合計 環境基準項目	要監視項目
概況調査	福井市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																										6	162	6
	敦賀市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	108	24
	小浜市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																											54	
	大野市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																											54	
	勝山市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																											27	
	鯖江市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																											54	
	あわら市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																											54	
	越前市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																											54	
	坂井市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																											108	
	永平寺町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																											27	
	越前町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																											54	
	若狭町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	24
	おおい町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																											27	
	（小計）	(30)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	8	810	54
継続監視調査	福井市	4					1					6		6	6			6	4																																					29	
	敦賀市	2										4		4	4			4	4																																					20	
	小浜市	3										1		1	1			1	1							4																														9	
	大野市	3										6		6	6			6	6																																					30	
	鯖江市	20				2				28	28	38	28	38	38	28	28	38	38	28				28																															388	
	越前市	27					22	14		36	36	42	36	42	42	36	36	42	42	36				36																														1	498	1
	永平寺町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																															12	
	越前町	6								10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				10																															120	
	美浜町	1																									2																												2	
	高浜町	3					2																			4																													6	
	（小計）	(70)				2	25	14		75	75	108	75	108	108	75	75	108	106	75				75		8	2																											1	1,114	1
合計		100	30	30	30	32	55	44	30	105	105	138	105	138	138	105	105	138	136	105	30	30	30	105	30	38	32	30	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	9	1,924	55

１０　概　況　調　査

調査名	調査担当機関	調査地点 地区番号	市町名	地区名	調査月	環境基準項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	要監視項目 クロロホルム	1・2―ジクロロプロパン	p―ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	合計 環境基準項目	合計 要監視項目
概況調査	福井県	201-0036	福井市	大和田1丁目	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								1	27	1
		201-001C	〃	清水杉谷町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								1	27	1
		201-1360	〃	文京3丁目	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								1	27	1
		201-0320	〃	下荒井町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								1	27	1
		201-0260	〃	東郷二ケ町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								1	27	1
		201-003B	〃	大味町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																								1	27	1
		（計　6地点）																																																							162	6
	福井市	202-004	敦賀市	和久野	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		202-008	〃	古田刈	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		202-012	〃	山泉	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	24
		202-041	〃	赤崎	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　4地点）																																																							108	24
	福井市	204-026	小浜市	小浜住吉	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		204-031	〃	城内	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　2地点）																																																							54	
		205-034	大野市	木本	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		205-035	〃	中荒井町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　2地点）																																																							54	
		206-038	勝山市	旭町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　1地点）																																																							27	
		207-050	鯖江市	石生谷町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		207-103	〃	上河内町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　2地点）																																																							54	
		362-002	あわら市	角屋	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		363-014	〃	山室	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　2地点）																																																							54	
		203-044	越前市	小野谷町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		203-045	〃	五分市町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　2地点）																																																							54	
		361-008	坂井市	南本町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		364-002	〃	四ツ柳	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		364-004	〃	北横地	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		366-006	〃	上新庄	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		（計　4地点）																																																							108	

調査名	調査担当機関	調査地点：地区番号	調査地点：市町名	調査地点：地区名	調査月	調査項目：環境基準項目																											調査項目：要監視項目																									合計	
						カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2－ジクロロエタン	1・1－ジクロロエチレン	1・2－ジクロロエチレン	1・1・1－トリクロロエタン	1・1・2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4－ジオキサン	クロロホルム	1・2－ジクロロプロパン	p－ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	環境基準項目	要監視項目
		321-010	永平寺町	松岡末政	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		(計 1地点)																																																								27	
		421-001	越前町	気比庄	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		422-001	〃	小曽原	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		(計 2地点)																																																								54	
		461-001	若狭町	井ノ口	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	24
		(計 1地点)																																																								27	24
		482-007	おおい町	大島	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		(計 1地点)																																																								27	
		(総計 30地点)				30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	8	810	54

１１　継　続　監　視　調　査

調査名	調査担当機関	調査地点 井戸番号	調査地点 市町名	調査地点 地区名	調査月	調査項目 環境基準項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	要監視項目 クロロホルム	1・2―ジクロロプロパン	p―ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	合計 環境基準項目	合計 要監視項目
継続監視調査	福井市	201-951	福井市	石橋町	5，11										2		2	2			2																																				8	
		201-1400	〃	船橋新2丁目	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		201-981	〃	麻生津	5					1																																														1	
		302-911	〃	美山町	5，11										2		2	2			2	2																																			10	
		（計　4地点）																																																						29	
	福井県	202-951	敦賀市	布田町	5，11										2		2	2			2	2																																			10	
		202-955	〃	〃	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		（計　2地点）																																																						20	
		204-921	小浜市	下竹原	5，11																								2																													2	
		204-923	〃	〃	〃																								2																													2	
		204-931	〃	駅前町	5										1		1	1			1	1																																				5	
		（計　3地点）																																																						9	
		205-911	大野市	新町	5，11										2		2	2			2	2																																			10	
		205-913	〃	〃	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		205-917	〃	〃	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		（計　3地点）																																																						30	
		207-913	鯖江市	豊	5，11										2		2	2			2	2																																			10	
		207-916	〃	〃	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		207-933	〃	神明南部	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																													24	
		207-939	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																													24	
		207-93A	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																													24	
		207-941	〃	本町	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		207-942	〃	〃	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		207-945	〃	〃	〃										2		2	2			2	2																																			10	
		207-961	〃	立待南部	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																													24	
		207-96P	〃	立待東部	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																													24	
		207-96B	〃	立待北部	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																													24	
		207-96C	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																													24	

調査名	調査担当機関	調査地点 井戸番号	調査地点 市町名	調査地点 地区名	調査月	調査項目 環境基準項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	要監視項目 クロロホルム	1・2―ジクロロプロパン	p―ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	合計 環境基準項目	合計 要監視項目
継続監視調査	福井県	207-96J	鯖江市	立待北部	5，11								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		207-96K	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		207-96D	〃	立待西部	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		207-96F	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		207-96G	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		207-96M	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		207-96N	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		207-9E1	〃	水落町	〃				2																																																	2	
		(計 20地点)																																																									388	
		203-915	越前市	吉野	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-918	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-919	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-91A	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-91B	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-91C	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-922	〃	北府	〃										2		2	2			2	2																																					10	
		203-926	〃	〃	〃										2		2	2			2	2																																					10	
		203-945	〃	大虫	5										1		1	1			1	1																																					5	
		203-948	〃	〃	〃										1		1	1			1	1																																					5	
		203-962	〃	王子保	5，11								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-964	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-966	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-967	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		203-982	〃	米口町	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		203-983	〃	〃	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		203-9A1	〃	長尾町	5，11					2																																																2	

調査名	調査担当機関	調査地点 井戸番号	調査地点 市町名	調査地点 地区名	調査月	調査項目 環境基準項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	要監視項目 クロロホルム	1・2―ジクロロプロパン	p―ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	合計 環境基準項目	合計 要監視項目
継続監視調査	福井県	203-9B2	越前市	塚町	5，11					2																																																2	
		203-9B3	〃	〃	〃					2																																																2	
		203-9D1	〃	家久町	〃					2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																28	
		203-9D2	〃	〃	〃					2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																28	
		203-9D3	〃	〃	〃					2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																28	
		203-9D5	〃	〃	〃					2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																28	
		203-9DD	〃	〃	〃					2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																28	
		203-9DE	〃	〃	〃					2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																															1	28	1
		203-9DF	〃	〃	〃					2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																28	
		203-9E1	〃	池ノ上町	〃					2																																																2	
		（計 27地点）																																																								498	1
		323-91A	永平寺町	牧福島	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 1地点）																																																								12	
		422-911	越前町	小曽原南部	5，11								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		422-912	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		422-915	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		422-916	〃	〃	〃								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2																																24	
		422-921	〃	小曽原北部	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		422-923	〃	〃	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 6地点）																																																								120	
		442-921	美浜町	竹波	5，11																									2																														2	
		（計 1地点）																																																								2	
		481-911	高浜町	園部	5，11					2																																																	2	
		481-922	〃	東三松	〃																								2																															2	
		481-933	〃	立石	〃																								2																															2	
		（計 3地点）																																																								6	
		（総計 70地点）							2	25	14		75	75	108	75	108	108	75	75	108	106	75				75		8	2																													1	1,114	1

１２　別表３　測　定　方　法

区分	項目	報告下限値（mg／L）	環境基準値（mg／L）	測定方法
健康項目	カドミウム	0.001	0.003	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表１に掲げる方法
	鉛	0.005	0.01	規格K0102の54に定める方法
	六価クロム	0.01	0.02	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の①から③までに掲げる場合にあっては、それぞれ①から③までに定めるところによる。）① 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。② 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。③ 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合②に定めるところによるほか、規格K0170－７の７の a）又は b）に定める操作を行うこと。
	砒素	0.005	0.01	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表２に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表３に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表４に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
	クロロエチレン	0.0002	0.002	平成９年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
	1，2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2 に定める方法
	1，1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
	1，2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
	1,1,2－トリクロロエタン	0.0006	0.006	同　上
	トリクロロエチレン	0.001	0.01	同　上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同　上
	1，3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	公共用水域告示付表５に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	公共用水域告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同　上
	ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1，43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考１を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の６図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1ｃ）（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考１を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表７に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1，4-ジオキサン	0.005	0.05	公共用水域告示付表８に掲げる方法

注：・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01mg／Lとする。
・1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。なお、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの報告下限値、ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの報告下限値はともに0.002mg／Lとする。

区分	項目	報告下限値（mg／L）	指針値（mg／L）	測定方法
要監視項目	クロロホルム	0.003	0.06	規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.1に定める方法
	1,2－ジクロロプロパン	0.006	0.06	同　上
	p－ジクロロベンゼン	0.02	0.2	同　上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成５年環水規第 121号（以下「通知」という。））付表１の第１又は第２に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同　上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同　上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同　上
	オキシン銅	0.004	0.04	通知付表２に掲げる方法
	クロロタロニル	0.005	0.05	通知付表１の第１又は第２に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同　上
	ＥＰＮ	0.0006	0.006	同　上
	ジクロルボス	0.0008	0.008	同　上
	フェノブカルブ	0.003	0.03	同　上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同　上
	クロルニトロフェン	0.0001	－	同　上
	トルエン	0.06	0.6	規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同　上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	通知付表３の第１又は第２に掲げる方法
	ニッケル	0.005	－	規格K0102の 59.3に定める方法又は通知付表４若しくは付表５に掲げる方法
	モリブデン	0.01	0.07	規格K0102の 68.2に定める方法又は通知付表４若しくは付表５に掲げる方法
	アンチモン	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第 040331003号・環水土発第 040331005号(以下「通知２」という。)付表５の第１、第２又は第３に掲げる方法
	エピクロロヒドリン	0.0001	0.0004	通知２付表２に掲げる方法
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102の 56.2、56.3、56.4又は 56.5に定める方法
	ウラン	0.0002	0.002	通知２付表４の第１又は第２に掲げる方法
	ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ	0.000005	0.00005（暫定）	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、令和２年環水大水発第 2005281号・環水大土発第 2005282号）付表１に掲げる方法
解析項目	ｐＨ	—	－	規格K0102の 12.1に定める方法
	電気伝導度	1(μS/cm)	－	規格K0102の 13に定める方法
	Ｍアルカリ度	0.5	－	規格K0101の 13.1に定める方法
	塩化物イオン	0.5	－	規格K0102の 35.3に定める方法又は自動分析(ﾁｵｼｱﾝ酸第２水銀法)
	硫酸イオン	0.5	－	規格K0102の 41.3に定める方法
	硝酸イオン	0.1	－	規格K0102の 43.2.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	－	規格K0102の 48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	－	規格K0102の 49.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	－	規格K0102の 50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	－	規格K0102の 51.2に定める方法

注：ＰＦＯＳの報告下限値、ＰＦＯＡの報告下限値はともに 0.0000025 mg／Lとする。

１３　別表４　　地下水質測定結果表

調査担当機関名（分析担当機関名）									
調査名									
市町名									
地区名									
井戸番号									
井戸諸元	井戸の深度（m）								
	浅井戸深井戸の別								
	用途								
採水年月日		・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・
採水時刻		:	:	:	:	:	:	:	:
水温（℃）									
環境基準項目	カドミウム（mg/L）								
	全シアン（mg/L）								
	鉛（mg/L）								
	六価クロム（mg/L）								
	砒素（mg/L）								
	総水銀（mg/L）								
	アルキル水銀（mg/L）								
	PCB（mg/L）								
	ジクロロメタン（mg/L）								
	四塩化炭素（mg/L）								
	クロロエチレン（mg/L）								
	1,2-ジクロロエタン（mg/L）								
	1,1-ジクロロエチレン（mg/L）								
	シス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）								
	トランス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）								
	1,2-ジクロロエチレン（mg/L）								
	1,1,1-トリクロロエタン（mg/L）								
	1,1,2-トリクロロエタン（mg/L）								
	トリクロロエチレン（mg/L）								
	テトラクロロエチレン（mg/L）								
	1,3-ジクロロプロペン（mg/L）								
	チウラム（mg/L）								
	シマジン（mg/L）								
	チオベンカルブ（mg/L）								
	ベンゼン（mg/L）								
	セレン（mg/L）								
	硝酸性窒素（mg/L）								
	亜硝酸性窒素（mg/L）								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg/L）								
	ふっ素（mg/L）								
	ほう素（mg/L）								
	1,4-ジオキサン（mg/L）								
要監視項目	クロロホルム（mg/L）								
	1,2-ジクロロプロパン（mg/L）								
	p-ジクロロベンゼン（mg/L）								
	イソキサチオン（mg/L）								
	ダイアジノン（mg/L）								
	フェニトロチオン（mg/L）								
	イソプロチオラン（mg/L）								
	オキシン銅（mg/L）								
	クロロタロニル（mg/L）								
	プロピザミド（mg/L）								
	EPN（mg/L）								
	ジクロルボス（mg/L）								
	フェノブカルブ（mg/L）								
	イプロベンホス（mg/L）								
	クロルニトロフェン（mg/L）								
	トルエン（mg/L）								
	キシレン（mg/L）								
	フタル酸ジエチルヘキシル（mg/L）								
	ニッケル（mg/L）								
	モリブデン（mg/L）								
	アンチモン（mg/L）								
	エピクロロヒドリン（mg/L）								
	全マンガン（mg/L）								
	PFOS（mg/L）								
	PFOS（直鎖体）（mg/L）								
	PFOA（mg/L）								
	PFOA（直鎖体）（mg/L）								
	PFOS及びPFOA（mg/L）								
解析項目	pH								
	電気伝導度（μS/cm）								
	Mアルカリ度（mg/L）								
	塩化物イオン（mg/L）								
	硫酸イオン（mg/L）								
	硝酸イオン（mg/L）								
	ナトリウムイオン（mg/L）								
	カリウムイオン（mg/L）								
	カルシウムイオン（mg/L）								
	マグネシウムイオン（mg/L）								